

## 対象経費について

### ○山北町生涯学習活動モデル事業助成金交付要綱（抜粋）

第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（講師謝金）
- (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）
- (3) 役務費（通信運搬費、保険料）
- (4) 旅費
- (5) 使用料
- (6) その他教育長が必要と認めたもの

### ○(1)報償費（講師謝金）について

講師などへの謝礼金、講師などへの謝礼物品(商品券など)購入費用

<注意事項>

- ・団体内での謝礼金などの報償費は対象経費となりません。

### ○(2)需用費について

消耗品費：文具類、道具類、資材（種苗、薬剤などを含む）、衣服など短期間或いは複数回の使用により消費する商品の代金など

印刷製本費：コピー代、写真のプリント代、チラシや冊子の印刷代など

燃料費：農具や工具の燃料代（混合ガソリンやオイルなど）など

<注意事項>

- ・使用年数が長期にわたるような商品（家電製品や撮影機器、家具など）は「備品」となるため、購入費用は対象となりません。
- ・研修やイベントなどで会員の飲食代は対象経費となりません。ただし、講師などの飲食代のみ対象となります。
- ・事業などで自家用車を利用した場合のガソリン代は燃料費には含めません。後述「(4)旅費について」を参照してください。

### ○(3)役務費について

通信運搬費：切手やはがき購入などの郵便料や小包などの宅配料、コンビニエンスストアなどの店舗に設置される FAX の利用料など

保険料：参加者の傷害保険料など

#### ○(4)旅費について

事業実施のために必要な外部機関等への研修等を行うために要した公共交通機関の運賃など

公共交通機関を利用した場合 ⇒ 日時、訪れた場所や経路を示したメモなどを決算書につけてください

自家用車を利用した場合 ⇒ 日時、訪れた場所、走行距離を示したメモなどを決算書につけてください

##### <注意事項>

- ・ 県外など遠方への研修等については事前にご相談ください。
- ・ 団体内部での会議や打ち合わせなどに参加するための旅費は対象となりません。

#### ○(5)使用料について

施設利用料、機械や用具の借上げ料、研修やイベントで借りたレンタカーやバスのレンタル料など

##### <注意事項>

- ・ 団体内での借上げ料などは対象となりません。  
(例) 調査のために会員 B さんの車を使用した  
⇒ B さんに支払う借上げ料は対象となりません。

#### ○その他

- ・ 申請書に記す事業計画以外の経費は原則対象費用として認められません。